

令和7年12月定例会 警察危機管理防災委員会（追加提出議案）の概要

日時 令和7年12月18日（木） 開会 午後1時44分
閉会 午後2時 2分

場所 第7委員会室

出席委員 小川直志委員長
安藤友貴副委員長
森伊久磨委員、尾花瑛仁委員、岡田静佳委員、立石泰広委員、神尾高善委員、
武田和浩委員、蒲生徳明委員、金野桃子委員

欠席委員 なし

説明者 [危機管理防災部]
武澤安彦危機管理防災部長、鈴木健志埼玉版FEMA推進幹、
鶴見恒危機管理防災部副部長、黒澤努危機管理課長、
濱崎勝志危機管理課危機対策幹、出井正美消防課長、関口大樹災害対策課長、
関根雄一災害対策課防災DX政策幹、石曾根祥子化学保安課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第175号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）のうち危機管理防災部関係	原案可決

2 請願
なし

【付託議案に対する質疑】

森委員

- 1 今回の補助金額3,200円という金額を設定した根拠について伺います。
- 2 今回141.6万世帯ということだが、これは埼玉県的全世帯、ほかに都市ガス等々使われている方も多いと思うが、そのうちの何%に当たるのか。

化学保安課長

- 1 補助金額3,200円の根拠であるが、LPガスを使用する一般消費者の負担を物価上昇前の水準まで減少させることとして、標準世帯の値上がり幅の3か月分に相当する3,200円を補助することとした。値上がり幅は物価上昇前、令和3年8月から令和4年1月の平均の価格と、直近の令和7年5月から令和7年10月の平均の価格を比較して算定している。なお、LPガスと同等に都市ガスの補助も国の方で行っているが、都市ガスの補助は夏と比較して増額されており、1世帯当たりの補助額が夏の2倍となっている。夏の県のLPガスの補助額は1,500円であったので、夏の補助額の2倍となっており、都市ガスと同程度という補助になっているところである。
- 2 141.6万世帯であるが、の中には、実際には、飲食店とかそういったものが含まれており、全部が御家庭というわけではない。実際、LPガスの御家庭での使用の件数というのは、統計データがはっきりしたものがないが、御家庭でLPガスを使用している世帯は、県内の世帯の約40%程度というふうに聞いている。

森委員

- 1 明確でなかった点があるが、値上がりの金額を決めた根拠として、令和3年から令和4年の何月かちょっと答弁を忘れてしまったが、その平均値と、令和7年の5月から令和7年10月の平均値の差額で出したということ、これが3か月分で3,200円ということは、一世帯1か月の差額分というのは約1,000円であったということでしょうか。
- 2 このLPガスの世帯数というのは、全てのガスを使用している事業所も含めた世帯のうちの141万世帯というのが、約40%に当たるのだろうかということでしょうか。

化学保安課長

- 1 3,200円の根拠の件だが、令和3年8月から令和4年1月と比較してということ、一月当たり約1,000円の差額があったということである。
- 2 141.6万世帯であるが、事業所も含めて、実際にLPガスと都市ガスとどちらをどれだけ使っているかというような統計データというものが、実はない。したがって、一般の御家庭として捉えられているのが全世帯の約4割ということであり、事業者も含めると、事業者の4割がLPガスを使っているかどうかというのは、はっきりとしたデータは今持ち合わせていないところである。

尾花委員

同質の支援事業というのは、過去4回行われていて、5回目に当たるかと認識しており、前回もした質問の続きになるが、一般消費者への負担軽減をやるに当たって、販売事業者を通じての支援という形になっていると思うが、事業者を通じて一般の人にどこまで及び

切るかというところが論点だと思っている。前回もちょっと改善案についての御答弁をいただいたと思うが、それ以降、4回目の実施状況について、現状で把握できている状況の変化と、5回目実施するに当たって、その辺りの改善策というのをどうお考えになっているかをお聞きしたい。

化学保安課長

協力している事業者の状況だが、これまでの申請の実績から、対象となる事業者は940社程度いるというふうに考えている。第4回では、そのうち869事業者から申請があった。第3回と比べると、90業者増加しているところである。事業者にお手伝いをしていただくことについて、なるべく手間が掛からないようにというようなことで、私どももいろいろと工夫をしているが、まず、第3回から24時間受付ができるように、電子申請フォームを活用した受付を行っているところである。ただ、電子申請が使えないという事業者が第3回で結構いたので、第4回では、申請をしていただけない事業者に直接お伺いして、電子申請ができないという場合には、紙での申請をしていただくように御案内をした。その結果、9事業者増えたというようなところもある。また、第4回では、県外事業者への周知なども、LP協会に徹底していただくように協会を通じて依頼しており、9事業者のうち、新たに県外事業者4事業者からの申請もあったようなところである。今回の申請に向けては、更に協力を他県のLP協会にお願いするとともに、事務手続の見直しもまた行い、参加している事業者にもヒアリングをしたが、値引きをする請求書、証明する請求書の添付が少し大変だということだったので、まず、その枚数を減らすと、半分にするということと、あと、補助金を立替えていただいているので、その補助金を支払うまでの期間が長いと事業者が非常に負担になってしまっていて、それだと困るというようなお話もあったので、その支払までの手続も簡略をして、なるべく迅速にお支払ができるような手続の見直しを行ったところである。今後も不参加の事業者の方への働き掛けを丁寧を実施して、より多くの方に補助が届けられるように努めていきたい。

蒲生委員

以前にも質問があった内容であるが、いわゆるLPガスの補助についてである。県境に住んでいる方で、他都県の事業者からLPガスを購入している方、草加市民だが東京都足立区からとか、そういう方が、いわゆる手続の問題で補助を受けられないという話を耳にするが、この補助事業について、改善が行われているのかどうか、この点についてお聞きしたいと思う。

化学保安課長

これまで他都県の事業者には、近隣都県10協会の会員に向けて、周知のお願いをしてきた。第4回では、LP協会を通じて、更に周知を徹底していただくようお願いしたところ、先ほども申し上げたように、新たに県外の4事業者が申請していただいたというようなところである。第5回に向けては、これまでの事業実績から、また、県境も長いということもあり、東京都と群馬県のLP協会に直接職員が訪問し、群馬の方はお願いをしており、東京都にはこれからまた伺う。さらに、委託業者も通じて、文書による通知とか電話などを少し強化して、これまで以上に参加していただくように粘り強く働き掛けをしていきたいというふうに考えているところである。

武田委員

今の御答弁でのLP協会というお話があったが、協会に加盟していない県内業者もあろうかと思うが、そちらへの周知とかはどのようになるのか。

化学保安課長

協会に加盟していない事業者は把握をしており、その事業者には直接、郵送で事業の御案内を送付させていただいているところである。

岡田委員

都県境の関係だが、東京都と埼玉県、あと近隣の都県との、この補助額の差というのはあるのか。埼玉県は高いのか低いのか、お答えいただきたい。

化学保安課長

東京都は独自予算ということもあり、国の事業とはちょっと違う期間で事業を行っているという状況である。そして、千葉県、神奈川県は埼玉県と同様に国の交付金を使って事業を行うという予定であると聞いているが、まだ、議決などをされていない状況で確定はしていないという状況であり、聞き取りベースでは、本県の補助額が最も高いというような状況であると認識している。

岡田委員

まだ、議会中で分からないということだが、東京都との比較が一番重要になってくると思うが、東京都と比較して、埼玉県はどのような見通しなのか。

化学保安課長

東京都はもう既に今、事業実施中である。10月から12月分のガスの料金を一月当たり500円を3か月分なので、1,500円の値引きを今、今年度の事業として実施していると聞いているところである。

【付託議案に対する討論】

なし